

【市ホームページ掲載用】

◆取り扱い注意◆

本ガイドラインは支援者用です！

(市民向けのものではありません。)

三条市身寄りがない人への支援に 関するガイドライン

令和8年3月

三条市

目 次

1	ガイドライン作成の趣旨	1
2	ガイドラインの目的	1
3	ガイドラインの基本的な考え方	1
4	ガイドラインの使い方	2
5	今後のガイドラインの活用・改訂について	2
6	身寄りがない人への支援における大切なポイント	3
7	5つの段階における対応について	5
	A 在宅・外来について	6
	B 救急について	9
	C 入院について	12
	D 入所について	15
	E 死亡について	16
	* 対象者本人の問題の大まかな分類と これに対する全体的な考え方 *	17
	AからEの5つの段階における「困る場面」& 「どうすると良いか・備えること」一覧	18
8	「身寄りがない人への支援」に関する事例の紹介	20
9	三条市等の実施事業に関する用語の説明	28
10	県央圏域の各病院における入院時必要物品等一覧	29
11	相談機関一覧	34
12	資料関係等	36
	本ガイドラインにおける用語の考え方・説明	36
	関係法令	37
	参考文献・引用文献	38
	令和6年度三条市身寄りがない人への支援に関するガイドライン 策定検討会 開催状況	39
	令和7年度三条市身寄りがない人への支援に関するガイドライン 検討会 開催状況	39
	三条市身寄りがない人への支援に関するガイドライン 策定検討会・検討会 委員名簿・事務局名簿	40

*** 8及び10について、市ホームページ上では詳細の掲載は省略します。**

1 ガイドライン作成の趣旨

少子高齢化が進行し、核家族や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、これまで地域福祉を支えてきた社会構造が急激に変化しています。家族や親族がいない、家族や親族がいても容易に連絡がつかない、家族等に連絡はついても協力が得られない等の「身寄りがない人」が増加しています。それとともに、医療や介護・障がい福祉分野等の現場において身寄りがないことで対応に困る場面が増えています。

また、現場の支援者も身寄りがない人への対応に不安や迷いを抱えている現状で、判断能力が不十分な人の場合は特に対応に困る場面が増えています。

そのため、身寄りがない人に関する課題に直面する支援者（医療機関、介護・障がい福祉施設等）が抱える不安感や迷いの軽減を図ることで、対象者本人の意思を尊重し思いに寄り添いながら、尊厳を守るための支援がなされることを目的としてガイドラインを策定しました。本ガイドラインは、支援者間で共に課題を整理し共通認識を持ち、スムーズな対応を行うためのツールとして活用するものです。

2 ガイドラインの目的

- 身寄りがない人が、医療や介護・障がい福祉等の様々な場面において、個人の尊厳が守られる支援を受けることができる。
- 支援者が、多職種の支援者等と連携しながら身寄りがない人の尊厳を守る支援を行うことができる。
- 支援者がどのような場面で、何をしたらよいか分かり、スムーズに支援を行うことができる。
- 身寄りがない人や支援者が将来に備え、準備をすることができる。

3 ガイドラインの基本的な考え方

身寄りがない人への支援においては、基本的に対象者本人と支援者との話し合い（知恵の出し合い）により、対象者本人の意思を最大限に尊重し、個人の尊厳を守ることが大切です。

本ガイドラインの策定にあたっては国のガイドラインの考え方を踏まえ、医療や介護・障がい福祉の現場の支援者が委員として集まりました。市の関係職員や医師会コーディネーターも事務局として検討に加わりました。それぞれの経験から、支援において困っていたことを出し合い、どのような場面で、何に困っていたのか、どうしたら良かったのかを整理し、策定しました。

抽象的な指針ではなく、支援者が対応に困る現場で実際に使えるものとなることを目指しました。具体的には、A～Eの5つの段階に分け、対象者本人の状況が変化していった際に、どのようなことに困るのかが分かりやすいよう整理しました。また、A～Eの流れが一目で分かるよう「AからEの5つの段階における対応について」の最後に、見開きページで改めて一覧として記載しました。

ガイドラインは参考にするべきものではありません。それぞれの場面での最善を支援チームで考えてください。

本ガイドラインは、ゼロから委員や事務局が話し合った手作りのため、昨年度は暫定版として策定しましたが、今年度に必要な見直しを含む検討会での議論を終えたことから、「暫定版」の表記を削除しました。

4 ガイドラインの使い方

身寄りがない人への支援に携わるすべての支援者が、関係する人達と協力し合いながら、本人への支援を検討する際に、本ガイドラインを参考にしてください。

5 今後のガイドラインの活用・改訂について

本ガイドラインについて、今後は、医療や介護・障がい福祉分野等の支援者等に活用いただけるように、引き続き周知を図っていきます。

あわせて、今後のガイドライン見直しに向けて気づいたことや意見などがあれば、是非、事務局へお寄せください。

今後、制度改正等により必要な場合に改訂を行います。

身寄りがない人が直面する問題は、支援者も市民も事前に備えることがとても重要です。そのため、支援者への普及啓発と合わせて、市民に対してもその必要性について啓発していきます。

[市民に対して]

- ・支援が必要な状態になる前から誰もが自分事として備えを考えておくことの大切さを周知します。
- ・救急医療情報カード、わたしの安心ノート等の普及とともに、ACP(※)を推進します。

[医療や介護・障がい福祉分野の支援者に対して]

- ・対象者の備えをフォローできるようにスキルアップのための学習の場を設けます。
- ・このガイドラインの使い方について、学習や情報交換の場を設けます。
- ・ACP推進に係る研修会を実施します。

[地域に対して]

- ・いざという時に助け合える地域づくりが進むよう支援します。
- ・地域づくりの推進役である民生委員、自治会長等に対し身寄りがない人への支援について理解を図ります。

※ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）とは、“人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス”のことです。

6 身寄りがない人への支援における大切なポイント

■ 「備え」について

- 認知症などにより本人の判断能力が十分ではない場合、様々な制度の利用に必要な手続きや金銭管理などは、成年後見制度の利用により対応できます。しかし、治療に関することは対応できず、あくまでも本人の意思によります。この場合、本人の意思を確認・推定し最善を検討するため、本人を含めた支援者が集まり医療機関と相談することになります。

急激な体調悪化等により意思を伝えられない状態となる場合もあるため、早めに本人の意思の確認をしておくことが必要であり、「わたしの安心ノート」などに記載してもらうことが役に立ちます。

- 成年後見制度の利用については、診断書を作成してもらうための受診や各種書類の作成などの申し立て準備から、後見人等が選任されるまでに数か月を要することもあるため、先々、利用が必要になりそうな場合は、早めに対応することが必要です。
- 医療や介護サービスを受けるためには金銭の負担が生じますが、ある程度の収入・資産がない場合は経済的な制度を活用することが必要になる場合もあることから、金銭面の状況も早めに確認しておくことも必要です。
- 通常時は関わりを拒否している疎遠な親族でも、緊急時に支援してほしい内容を絞り込むと支援してくれる場合もあるため、親族への支援依頼は簡単には諦めないようにしましょう。
- 身寄りの有無に関わらず備えは必要ですが、特に身寄りがない人の場合は早めに準備しましょう。
- 「備え」に必要な情報と関係するツールなどについては、次ページの表を参考にしましょう。

■ 「チームづくり」について

- 身寄りがない人への支援においては、通常の支援に比べ困難な場合が多々あります。支援担当者は自分一人で抱え込まず、支援者が所属する職場、事業所で対応するようにしましょう。また、必要な分野の他の支援者（機関）も巻き込みチームを作って支援することが大切です。
- 上記の場合、対象者毎に必要な支援者は異なりますし、同じ対象者であっても状況の変化によっても必要な支援者は変わってきます。そのため、支援チームは常に同じ機関等の支援者ではなく流動的なものになります。チームに必要なメンバーとなる支援者は、何が課題であるかによって異なります。まずは課題の明確化を行い、その上で必要な支援者をメンバーとし、ケース会議などにより役割分担と情報共有を行いましょう。課題の整理やどういった支援者を参集したらよいか悩む場合は、まずは地域包括支援センター、相談支援事業所に相談しましょう。（相談機関は、P34「11相談機関一覧」を参照）

想定される主な支援者

- ・介護関係 ……地域包括支援センター、ケアマネジャー、訪問看護、介護サービス事業所 ほか
- ・障がい福祉関係 ……相談支援事業所、相談支援専門員、障がい福祉サービス事業所 ほか
- ・医療関係 ……主治医（医科、歯科）、薬剤師、看護師、医療相談員 ほか
- ・福祉関係 ……社会福祉協議会、成年後見支援センター、成年後見人等 ほか
- ・司法関係 ……弁護士、司法書士
- ・行政機関 ……市役所（高齢介護課、福祉課、健康づくり課 等）、消防署、保健所、警察 ほか
- ・地域 ……民生委員、自治会長 ほか

■ 「一歩を踏み出す」支援について ■

- 身寄りがいない人への支援においては、支援に悩むこともあり、「私がやらなければならないことなのか？私ではできないことなのか？」と感ずることもあると思いますが、その際に「私ができることは何か、私もできることは何か」と考えてみてはどうでしょうか。関わる支援者間で、それぞれが一歩を踏み出してみましよう。ただし、いつも同じ支援者ばかりが負担を背負わないよう留意することも大切です。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 「備え」として必要な情報と関係ツール等一覧 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

【救急時に備え、対象者本人に携帯してほしいもの】 ※支援者から対象者本人に周知する。

マイナ保険証（保険証が紐づけされたマイナンバーカード）、または資格確認書	支援関係者の連絡先を記載したもの（任意の用紙）	現金等
[健康状態・医療関係] 救急搬送時に、救急隊が確認でき、適切な医療機関への搬送に役立つ。 ◎受診歴：受診した医療機関、受診年月 ※主治医はわからない。 ◎薬剤情報：処方された年月日、処方薬 ※既往歴・現病歴はわからない。 ◎特定健診情報：実施年月日、健診内容	[サポート関係] ・関わりのある地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所、相談支援事業所 ・介護・障がい福祉サービス事業所 ・かかりつけ病院の医療相談員 上記の診療情報だけでなく情報を把握している可能性あり など	救急搬送された後、帰宅に要する費用が必要（タクシー代等）

【対象者と支援者で共有：自宅に置いておくもの】 (令和8年3月末現在)

ツール名	わたしの安心ノート	救急医療情報カード	介護予防・在宅療養手帳
保管場所	各々	冷蔵庫の扉に貼付	各々
緊急連絡先	[P3] 2 もしもの時の連絡先	緊急時の連絡先	概要 家族等の緊急連絡先
健康状態 医療関係	[P6] 6 わたしの健康のこと	かかりつけ医療機関	概要 ・かかりつけ医療機関 ・急変時の医療機関 既往歴・現病
サポート関係	[P8] 7 サポートが必要になったとき ・生活支援 ・介護費用 ・介護希望 ・財産管理 ・暮らす場所	支援機関等	概要 ケアマネジャー等 介護サービス機関等
告知・延命処置	[P10] 8 わたしの告知・延命処置のこと	私が、“回復が難しい”と考えられる病状になり、意思表示が困難になったときの要望	
お金のこと	[P8] 7 サポートが必要になったとき ・介護費用 ・財産管理 [P11] 9 わたしの財産のこと		
市役所 担当課 (電話番号)	高齢介護課 高齢福祉係 (34-5472)	地域包括ケア推進課 地域包括ケア総合推進センター (47-1375)	地域包括ケア推進課 地域包括ケア総合推進センター (47-1375)

※ 上記の他に新潟県が作成した「ヘルプカード」があります。障がいのある人などが持ち歩き、緊急時や災害時に周囲の人に手助けを求めたい時に提示します。（市役所福祉課障がい支援係で配布しています。）

7 5つの段階における対応について

次のAからEの5つの段階における、「困る場面」とこれに対する「どうすると良いか・備えること」について記載しました。

【A 在宅・外来】

【B 救 急】

【C 入 院】

【D 入 所】

【E 死 亡】

※A～Eの一覧を掲載

*文中の「※」表記の内容は、留意事項として記載しています。

*このガイドラインの文中における、単語の意味は次のとおりです。

- ・介護・障がい福祉サービス → 介護保険サービス・障がい福祉サービス
- ・公的サービス以外のサービス → 介護保険サービス・障がい福祉サービス等の公的なサービス以外のサービス
- ・ケアマネジャー(ケアマネ)等 → 介護保険制度における介護支援専門員及び障がい福祉制度における相談支援専門員
- ・成年後見人等 → 成年後見人、保佐人、補助人
- ・包括 → 地域包括支援センター

【A 在宅・外来について】

困る場面

どうすると良いか・備えること

1 身寄りのない人の早期把握	
<p>(1) 本人が体調不良時に119番通報等、SOSを出さないと把握できない。 本人がSOSを出せない場合に見つけてくれる人がいるか、見つける仕組みや制度はあるか。</p>	<p>① 自宅への緊急通報装置（ペンダント含む。）の設置を促す。 （緊急時、自身が緊急ボタンを押さなくても、長時間、動きがない場合、安否センサーが感知） ※ 申請時に登録する緊急時連絡先となる人（親族以外の近所の方、民生委員等も可）の確保についても必要に応じて支援する。</p> <p>② 高齢者等見守り事業の利用を促す。</p> <p>③ わたしの安心ノートの緊急連絡先を記載することを勧める。</p> <p>④ 見守り体制を作る。 ・ 既に支援者（ケアマネジャー等、成年後見人等）が介入している場合は、その人を中心に体制を作る。 ・ 支援者がいない場合や支援者がいても介入が困難な場合（見守り拒否等）は、地域（知人・友人、職場の関係者、民生委員、自治会等）に見守りを依頼する。 ※ 金銭管理に不安がある場合は、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用を検討し、見守る人を増やす。</p>
<p>(2) 主治医の情報を含む本人の状況を知っている人がいない（身近にいない）、分からない。</p>	<p>① 緊急時に、本人支援に必要な情報を他者が確認できる様々な方法や制度を平常時から利用しておくよう勧め、適宜、確認する。 ・ 救急医療情報カードを記入し、冷蔵庫に貼る。 ・ わたしの安心ノートを記入し、その保管場所を救急医療情報カードに記入する。 ・ ひめさゆりネットへの登録のため、本人の同意を得るようにする。</p>
<p>(3) 医療機関受診時に本人の状況が分かり、毎回同行してくれる人がいない。</p> <p>○ 受診同行して検査や治療の同意をする人がいない。</p> <p>○ 既往歴やアレルギーが分からないと必要な検査や治療ができない。（体内に金属を入れているとできない検査あり。）</p>	<p>① 本人の意思確認ができれば、他者の同意は必要ない。</p> <p>② 本人の意思確認ができない場合や、判断能力に問題がある場合は、医療・福祉の支援者等が本人にとっての最善の方針を取るよう話し合い、チームとして対応する。 ※ 普段から本人の意向を確認し、わたしの安心ノート等に記載するよう伝え、必要時に本人の意思を推定する等、参考にできるように準備をする。</p> <p>① 本人が既往歴等を把握していない場合、医療機関の受診歴について、救急医療情報カード等で確認する。 ※ 普段から既往歴やアレルギーについて、救急医療情報カード等に記載するよう促し、適宜、確認する。</p>

困る場面

どうすると良いか・備えること

<p>○ 受診同行してくれる人がいない。</p>	<p>① 本人の状態を説明するために、医療機関への同行を求められるときもあることから、事前に同行ができる人がいないか、確認しておく。</p> <p>② 本人の状態が分かる人（親族や知人、ケアマネジャー等）がいない場合や、いても同行ができない場合、在宅療養手帳、救急医療情報カード、わたしの安心ノート等に必要な情報を記載しておき、受診に同行するヘルパーから医療機関に渡してもらう等の方法を検討する。（ヘルパーから口頭で伝えてもらうことは難しい。）</p> <p>③ 付き添いが必要なだけであれば、ヘルパーを依頼する等を事前に検討しておく。（公的サービス以外のヘルパーも含む。）</p>
<p>(4) その他：医療機関を受診する手段がない。 状態の悪化による急変を引き起こさないために必要となる、適切な医療機関への受診を阻むことになりかねない。</p>	<p>① 通常のタクシー利用では受診できない場合、その理由により対応する支援策を事前に検討しておく。 （付き添いが必要：ヘルパー利用等。 金銭的な不安：デマンドタクシーの利用、医療機関が送迎する場合もある。）</p>
<p>2 在宅での生活の継続 心身の状態の低下はあるが、必要な支援の確保により在宅生活の継続が可能な段階</p>	
<p>(1) ケアプランの同意や介護・障がい福祉サービスの契約を行う人がいない。</p>	<p>① 本人が意思決定できる状況であれば、本人が同意し本人が契約するよう支援する。手続きに不安がある場合は、日常生活自立支援事業利用により支援できる可能性もあるため利用を検討する。</p> <p>② 判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用手続きを支援する。必要な場合、成年後見支援センター（社協）に相談する。 ※ 成年後見制度が利用できるようになるまでかなりの時間が掛かることから、判断能力に不安があり、今後、入院や入所等の契約手続きが予想される人については、早めに成年後見支援センター（社協）に相談しておく。 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうか、必要な場合、成年後見人等は、どういった人がふさわしいか等検討しておく。</p>
<p>(2) 療養生活を送る上での確認、対応をしてくれる人がいない。</p>	
<p>○ 服薬管理をする人がいない。 （正しい服薬の確認）</p>	<p>① 主治医に相談する。</p> <p>② 必要があれば、医療や介護・障がい福祉サービス（訪問薬剤管理指導、訪問看護等）を利用できるように支援する。</p>
<p>○ 通所系等の介護・障がい福祉サービス利用時の一時的な状態悪化（風邪等）によるサービス中断時に、事業所に迎えに来てくれる人がいない。</p>	<p>① 通所系事業所に本人を自宅へ送ってもらうよう調整する。</p> <p>② 通所系の介護・障がいのサービス利用にあたり、事前にケアマネジャー等が中心となり支援者の有無をはじめ、公的サービス以外のヘルパーを入れる等、一時的な状態悪化時に自宅に戻る方法や、自宅で生活できる体制づくりを検討しておく。</p>

困る場面

どうすると良いか・備えること

<p>(3) お金を下ろしたり、支払うことができない。</p> <p>○ 本人が金融機関まで行くことができないために、これらのことができない。</p> <p>○ 公共料金の支払い等、金銭管理ができない。</p>	<p>① 日常生活自立支援事業の利用を勧める。利用できるようになるまで時間が掛かることから、早めに検討し、利用できるようにしておく。</p> <p>② 金融機関に相談する。</p> <p>③ 判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用手続を支援する。必要な場合、成年後見支援センター（社協）に早めに相談する。</p> <p>① 判断能力が不十分な可能性が高いため、早めに成年後見制度の利用手続を支援する。</p> <p>② 場合によっては、日常生活自立支援事業を利用できる可能性があるため、利用できるかどうか社協に相談する。</p> <p>③ 判断能力が不明で判断がつかない場合は、成年後見支援センター（社協）に相談する。</p>
<p>(4) 入院治療は不要だが、療養に必要な世話をしてくれる人がいない。（腰椎圧迫骨折、感染症等）</p>	<p>① 在宅での介護・障がい福祉サービスの利用を促す。 ※ 介護度が軽度である場合や介護・障がい福祉サービスを受けるための認定を受けていない場合、公的サービス以外のサービスとなる場合がある。</p> <p>② ショートステイの利用を勧める。 ※ 利用期間の制限があるため必要な期間の利用ができない場合がある。</p>
<p>(5) 体調の急変や、病状の憎悪があるが、医療機関への受診が必要か、救急搬送を要請するか、判断に迷う。</p>	<p>① 事前にかかりつけ医に、どのような症状が出たときに、医療機関に受診するか、救急搬送を要請するか等確認し、本人やサービス事業者等の支援者で決めておく。</p> <p>② 救急時の連絡体制を本人と確認し、サービス事業者等の支援者と決めておく。</p>

【B 救急について】

困る場面

どうすると良いか・備えること

1 救急の通報・搬送	
<p>(1) 本人の急変時、疾患発生時に救急要請「119」をする人がいない。</p>	<p>① 自宅への緊急通報装置（ペンダント含む。）の設置を促す。 （緊急時、自身が緊急ボタンを押さなくても、長時間、動きがない場合、安否センサーが感知） ※ 申請時に登録する緊急時連絡先となる人（親族以外の近所の方、民生委員等も可）の確保も必要に応じて支援する。</p> <p>② 高齢者等見守り事業の利用を促す。</p> <p>③ 見守り体制を作る。 ・ 既に支援者（ケアマネジャー等、成年後見人等）が介入している場合は、その人を中心に作る。 ・ 支援者がいない場合や支援者がいても介入が困難な場合（見守り拒否等）は支援方法を市、包括、相談支援事業所等と検討する。 ・ 地域（知人・友人、職場の関係者、民生委員、自治会等）に見守りを依頼する。 ※ 金銭管理に不安がある場合は、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用を検討し、見守る人を増やす。</p>
<p>(2) 夜間・休日の受診、応急診療所への受診、同行する人がいない。 同行者に期待する役割により、対応は異なる。</p>	<p>① 本人の状態を説明するために、医療機関への同行を求められるときもあることから、事前に同行ができる人がいないか、確認しておく。</p> <p>② 本人の状態が分かる人（親族や知人、ケアマネジャー等）がいない場合や、いても同行ができない場合、在宅療養手帳、救急医療情報カード、わたしの安心ノート等に必要な情報を記載しておき、受診に同行するヘルパーから医療機関に渡してもらう等の方法を検討する。（ヘルパーから口頭で伝えてもらうことは難しい。）</p> <p>③ 付き添いが必要なだけであれば、ヘルパーを依頼する等を事前に検討しておく。（公的サービス以外のヘルパーも含む。）</p>
<p>(3) 救急車への同乗を求められる。 （関わりのない人でも高齢者というだけで地域包括支援センターに同乗を求められることがある。）</p>	<p>① 救急隊は、本人が適切な治療を受けられるように、治療に役立つ情報等を提供できる人がいれば、可能な限り同乗をお願いをするが、無理強いすることはしない。 ※ 緊急度が高ければ同乗者の有無に関係なく、救急隊は医療機関に搬送する。</p> <p>② 支援者が救急車に同乗する場合、帰宅方法は自分で確保する必要がある。</p> <p>③ 救急隊は、状況等を把握している人の同乗や同行がない場合でも、ケアマネジャー等支援者から情報収集をしたり、記録物から情報を把握したりする必要があるため、可能であれば、本人の医療情報を伝え、救急医療情報カード、わたしの安心ノート等を救急隊が分かる場所に備えておき、ひめさゆりネットにも随時、情報を入力し、更新しておくようにする。</p> <p>④ 休日や夜間は市役所や事業所と連絡がつかず、情報入手先が少なくなるため、各機関相互において、それぞれの休日夜間の対応、マニュアル等を把握する等、各機関の対応を知っておく。</p>

困る場面

どうすると良いか・備えること

<p>(4) 受診している医療機関や既往歴等が分からない。</p>	<p>① 救急医療情報カードを記載しておくことを勧め、適宜、記載してあるか、確認する。 ② マイナンバーカードを健康保険証として使うことを提案し、実際に使えるか確認する。</p>
<p>(5) 本人が救命（心肺蘇生）を希望しなくても救急車の出動により、救命活動を行うことになり、本人の希望に沿わないことになる場合がある。</p>	<p>① 延命措置の意向を適宜のタイミングで確認しておく。いつ確認をしていいかわからないときは、医師や医療相談員等に相談する。 ② 救命を希望しない場合、あらかじめ主治医とよく相談し、もしもの時に救急車を呼ばないという選択（意思表示）を救急医療情報カードの延命措置の欄に記載しておくよう促し、本人の意思が尊重されるよう、必要に応じて確認をする。 ③ 延命措置に関する意向を記載した書面がない場合、本人の交友関係において、意向を聞いている人がいないか確認する。あらかじめ交友関係を可能な限り、把握しておく。</p>
<p>(6) その他 救急搬送後、病院に迎えに来てくれる人がいないと、救急を受け入れてもらえない場合等がある。</p>	<p>① 救急受け入れについては、医療機関が適切な診療を行うことができないような状況を除き、拒否することはできないため、救急搬送後、病院に迎えに来てくれる人がいないことを理由に救急を受け入れてもらえないということはない。 ② 救急搬送に至る経過や既往歴等が分からないと、救急隊から連絡をもらう病院においても適切な治療が行えるかどうか分からず、搬送先が決まるまでに時間が掛かることがあることから、普段から救急医療情報カードを冷蔵庫に貼ったり、ひめさゆりネットへの同意をしてもらう等の準備をしておく。</p>
<p>2 医療機関への搬送</p>	
<p>(1) 本人の状況を分かった人がいない。</p> <p>○ 急を要するのに治療等対応に必要な状況把握ができない。本人のことを知っている人に医療機関に来てほしい。</p> <p>○ 状況説明を聞き、治療方針について相談・判断できる人がいない。</p>	<p>① 治療に必要な情報を把握している場合、電話で伝え、医療機関に行く必要があるかどうかについては、状況を踏まえ、検討する。 ② 日頃、関わる支援者は救急時を想定して、救急医療情報カードに必要な情報を記載しておくよう勧め、適宜、記載されているか、確認する。（かかりつけ医、既往・現病歴、治療等状況、普段の状況、延命治療について等） ※ 必要に応じて、記載の支援をする。</p> <p>① 医療行為の同意は本人しかできないため、医療機関が確認することになる。（支援者による同意は無効）その際に本人の状況（病気や治療に関するだけでなく、日常生活等）を医療機関が把握できるよう、わたしの安心ノートに記載するとともに、ノートの所在を救急医療情報カードに記載しておくよう、日頃関わる支援者が勧め、適宜、記載してあるか確認する。 ② 医療方針を決めたり、今後の支援方針を決めたりするために、これまでの関わりや本人の状況等の説明をし、医療機関と一緒に本人の意思を推定し、最善の選択肢をチームで検討する。</p>

困る場面

どうすると良いか・備えること

<p>(2) 本人の主治医が所属する医療機関であっても、主治医が不在の場合、他の医師では判断が難しい場合がある。</p>	<p>① 救急時を想定し、本人の生活背景等を踏まえた治療の方向性（延命を含む。）を本人と主治医が話し合っておき、その内容を当該医療機関で共有できるようにしてもらうよう本人に勧める。 ※ 必要に応じて、支援者が当該医療機関内で共有されているかを医療相談員に確認する。</p>
<p>3 医療機関での救急処置後</p>	
<p>(1) 処置が終わった後、自宅に帰る手段がない。</p>	<p>① 帰宅する手段が必要なことを本人に伝えておき、事前に支援者も考えておく。（帰宅の際、救急車が乗せてくれるわけではない。） ② 介護タクシーが必要な場合もあることから、緊急時を想定し事前に支援者等が各事業所に確認しておく。 ・ 事前に確認ができなかったときには、医療機関に介護タクシー等の手配をお願いする。</p>
<p>(2) 本人が帰宅後、介助や生活の世話をしてくれる人がいない。</p>	<p>① 医療機関と連絡を取り合い、退院等の用途を聞き、できるだけ早くサービスによる支援を調整し、帰宅後の準備をする。 ② 知り合いや、公的サービス以外のヘルパーを依頼する等、支援に関わる人たちの間で事前に検討しておく。（日頃から想定しておく。）</p>

【C 入院について】

困る場面

どうすると良いか・備えること

1 入院時	
(1) 身元が分からない。	<p>① 持ち物の中から身元が分かるものを探す。(マイナンバーカード、介護保険被保険者証、診察券、お薬のレシート等)</p> <p>※ 第三者がいるところで、複数名で持ち物を確認する。</p>
(2) 入院に至るまでの経過、主治医、既往歴、生活歴が分からない。分かる人がいない。	<p>① 分かる人を探す。(親族、救急隊・通報者、ケアマネジャー等・包括等の支援者、地区の民生委員、近所の人、職場の関係者等)</p> <p>・ 日頃から親族や頼れる知人等の情報を聞き出し、記録しておく。</p> <p>※ いざという時に病院に伝えられるように救急医療情報カード、わたしの安心ノート、ひめさゆりネット、療養手帳等に必要なことを記載しておくことを勧め、記載してあるか確認する。(情報の更新が必要であることを促す。)</p>
(3) 入院時に必要な手続等をする人がいない。 連帯保証人や身元引受人 がいない場合を含む。	<p>① 連帯保証人や身元引受人がないことを理由に入院を拒否してきた場合、入院を拒否する正当な理由にはならないことを伝え、理解を求める。</p> <p>※ 本人の判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用により対応できる可能性が高くなる。</p> <p>※ 市や支援者等において、国に働きかける等、社会環境を整えていく必要がある。</p>
(4) 入院計画書の同意にサインしてくれる人がいない。	<p>① 支援者において同意する権限がないことを伝える。</p> <p>② 医療機関においても「本人以外に同意を求める必要性」の整理を行い、適切な対応方法を検討する。</p> <p>※ 同意ではないが説明を聞いたとして、成年後見人等がサインするケースもある。</p>
(5) 代理で意思決定をしてくれる人がいない。 後に疎遠な親族等が現れて、医療機関の判断を否定された時等に問題となる可能性がある。	<p>① 基本的には本人の意思決定による。</p> <p>② 本人の判断能力が不十分な場合、医療機関と本人のことを知る関係者が集まり、本人の意思を推定し、最善を検討する。</p> <p>※ 疎遠な親族等が現れても、経過及び内容とも合理的な判断をしたことを示せるようにしておく。</p>
2 入院中、手術	
(1) 入院時の準備品(必要な物)が用意できない。準備をする人がいない。 入院セットで賄える物、紙おむつの準備(有料) →契約ができない。 入院セットで賄えない物 →準備をする人がいない。 ※ 家の鍵を本人しか持っていないため、家に入れない。 鍵があっても勝手に家に入れない。	<p>① 必要な身のまわりの物品を関係者で協力して準備する。</p> <p>・ 関係者から紙おむつ等の寄付を募る。(事前に準備)</p> <p>※ 入院時に必要なもの(資料集参照)を日頃から準備しておく。(洗濯代のための現金も準備)</p> <p>※ 入院用に準備した物品を玄関等に置いておくことにより、必要最低限の立ち入りで済ませることができる。(風除室や車庫等)</p> <p>※ 家に入ってもらっても良い関係性を知り合いと作ることができるような場合であれば、事前に準備するよう、本人に声掛けを行う。</p> <p>② 支援者において、本人が入院する場面になったら、どのように準備品を用意するか等、あらかじめ検討しておく。</p>

困る場面

どうすると良いか・備えること

<p>(2) 着替えやタオル等の洗濯をしてくれる人がいない。</p>	<p>① 業者と契約し、洗濯の委託を勧める。 ※ 本人の判断能力が不十分な場合、成年後見人等がいれば契約を行う等、解決できる可能性が高い。</p>
<p>(3) お金を用意できなくて、(1)(2)に関する契約ができない場合がある。 病院内にATMがなく、お金を下ろせない。手持ちはなく、銀行口座からの引き落としを頼める人もいない。 どこにもお金がない。 ※ お金があるかないかも分からない。</p>	<p>① 銀行口座から引き落としができるようになってからの支払いにしてもらうよう、医療機関に調整を依頼する。 ※ 金銭管理に問題がある場合等、入院期間内に成年後見人等が付けば、解決できる可能性が高い。成年後見人等が付くまでには時間がかかることから、早めに（できれば在宅のときに）検討し、準備しておく。</p>
<p>(4) 本人の判断能力が不十分な場合、本人の望む治療が分からない。 病状説明・治療方針を説明する人がいない。検査や治療（手術含む）について同意する人がいない。</p>	<p>① 判断能力が不十分な場合でも、基本的には本人も参加した上で、医療機関と本人のことを知る支援者が集まり相談して、本人の意思を推定し、最善を検討する。</p>
<p>(5) 入院中の家の管理をする人がいない。</p>	<p>① 本人から配達中止を電話してもらおう等、対応してもらおう。本人が対応できない場合は、本人と支援者によるチームにおいて対応を検討する。 ・ 水道、電気、ガス……各業者に連絡し止める。 ・ 新聞、牛乳、弁当等……各業者に連絡し配達を止める。 ・ 郵便物の確認……信頼できる頼める人がいれば頼む。 ・ 回覧版を回す……近所の人に事情を伝える。 ・ ペットの世話……業者や動物愛護団体に依頼する。 ② 成年後見人等に対応してもらおうよう連絡する。</p>
<p>3 退院時</p>	
<p>(1) 転院先に受け入れてもらえない。（転院治療ができない）</p>	<p>① 転院先が受け入れるために必要とすることの詳細を確認し、現在、入院している病院での対応策を転出先に伝えたり、本人の支援に関わる医療機関やケアマネジャー等の支援者で必要な検討を行う。（住民票上の住所をどこに置か、万が一の時の葬儀会社の手配、成年後見制度の利用等）</p>
<p>(2) 本人の判断能力が不十分な場合、退院後の意向が分からず、退院後に必要な手続をする人もいない。</p>	<p>① 判断能力が不十分な場合でも、基本的には、本人も参加した上で、医療機関と本人のことを知る支援者が集まり相談して、本人の意思を推定し、最善を検討する。 ② 手続については、成年後見制度の利用を検討する。利用に至るまで時間が掛かることから、早めに検討する。</p>

困る場面

どうすると良いか・備えること

<p>(3) 退院時の精算ができない。 手持ちはなく、銀行口座からの引き落としを頼める人もいない。 どこにもお金がない。 ※ お金があるかないかも分からない。</p>	<p>① 日常生活自立支援事業の利用を検討する。利用に至るまで時間がかかることから、早めに検討する。 ② お金がない場合、退院に至るより早い段階で、市福祉課生活支援係や、自立相談支援機関（社協）に相談を勧める。 ③ 入院前から支援者がついている場合、適宜、カンファレンスを行い、どのような支援が必要か検討し、準備をする。 ④ 判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用手続を支援する。</p>
<p>(4) 退院後の生活に向けた準備ができない。 生活に必要な介護・障がい福祉サービス利用に必要な介護保険や身体障害者手帳等の申請手続をする人がいない。</p>	<p>① 入院前から支援者がついている場合、医療機関と連絡を取り合い、退院等の用途を聞き、できるだけ早くサービスによる支援を調整し、帰宅後の準備をする。 ② 病院の医療相談員から市役所（高齢介護課、福祉課）に相談する。 ③ サービス利用を想定し、日常生活自立支援事業の利用を勧めたり、本人の判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用手続を支援する。</p>

【D 入所について】

困る場面

どうすると良いか・備えること

1 入所時	
<p>(1) 入院期間が短い場合、入所に向けた準備が十分にできない。</p>	<p>① 入院中に施設入所の申請だけ済ませておき、長期入所の前に短期入所を利用し、介護認定結果が出た時点で長期入所に切り換えてもらう。 ② 緊急時の連絡先等が求められるときがあるが、緊急連絡先がなくとも生活保護や成年後見制度を利用することで入所が可能になる場合もあるので、施設と協議する。</p>
<p>(2) 身元引受人、連帯保証人、緊急連絡先がないと入所できない。 ※ 申込み（待機）もさせてもらえない場合もある。</p>	<p>① 施設入所において、入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供拒否の正当な理由に該当しないことを伝え、理解を求める。 ※ 市や支援者等において、社会環境を整えていく必要がある。 ② 生活保護や成年後見制度を利用することで入所が可能になる場合もあるので、施設と協議する。</p>
<p>(3) 家の管理</p>	<p>① 本人から配達中止を電話してもらう等、対応してもらう。本人が対応できない場合は、本人と支援者によるチームにおいて対応を検討する。 ・ 水道、電気、ガス……各業者に連絡し止める。 ・ 新聞、牛乳、弁当等……各業者に連絡し配達を止める。 ・ 郵便物の確認……信頼できる頼める人がいれば頼む。 ・ 回覧版を回す……近所の人に事情を伝える。 ・ ペットの世話……業者や動物愛護団体に依頼する。 ② 成年後見人等に対応してもらうよう連絡する。</p>
2 入所中	
<p>(1) 嘱託医以外の医療機関（眼科、耳鼻科等）受診が必要な際に、該当の医療機関へ連れていく人がいない。</p>	<p>① 入所中の施設の職員が、受診のため本人を医療機関に連れて行く等の対応を行う。 ② 施設において対応が困難な場合、施設、市、成年後見人などでヘルパーの利用等、対応を検討する。</p>

【E 死亡について】

困る場面

どうすると良いか・備えること

1 入院や入所している人が亡くなった場合	
<p>(1) 遺体や遺品を引き取ってくれる人がいない。</p>	<p>① 入院や入所中は束縛でも最期は面倒をみるという親族・親戚がいる場合もあるので、可能な限り確認をして、引き取り手を探し、対応してもらおう。 ※ 事前に、遺体や遺品の引き取り手を探しておく。</p> <p>② 本人が死後、どのように対応してほしいかを医療機関、施設の職員や知り合いに伝えていないかを確認し、対応者を探し、依頼する。 わたしの安心ノートへの記載の有無も確認する。</p>
<p>(2) (1)を確認しても、なお遺体や遺品の引き取り手がない。</p>	<p>① 早めに市役所に相談する。できれば事前に相談しておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>65歳以上の者（生活保護受給者を除く。） ⇨ 高齢介護課</p> <p>64歳以下の者及び生活保護受給者 ⇨ 福祉課</p> </div> <p>※ 市もできることとできないことがある。対応についてはケースバイケースのため、まずは市に相談する。 ※ 市に相談した後に、対応できる親族が見つかった場合は、速やかにその旨を市に伝える。</p>
<p>(3) 自宅（持ち家、アパート）をどうするか。</p>	<p>① 相続人が対応することになる。</p> <p>② 相続人がいない場合や連絡先が不明な場合、家庭裁判所に相続財産清算人の申立てが必要か検討する。</p> <p>③ 成年後見人等が財産の引継ぎのために対応する場合もある。</p>

* 対象者本人の問題の大きな分類とこれに対する全体的な考え方 *

	身寄り（家族・親族等）に通常、期待すること	左の具体例	身寄りがいない場合の対応方法
① 本人の判断能力に問題がある場合	○ 本人の意思を推定し物事を決める。	・入院、介護サービス利用や入所にあたっての各種手続き（私的な契約等を含む）	・成年後見制度
		・金銭管理	・日常生活自立支援事業 ・成年後見制度
		・治療方針	・医療スタッフ（支援者等と相談） ※ 判断力に問題を生じる前の意思表示が必要
② 本人が入院等により物理的に行動できない場合（判断能力に問題はない）	○ 本人の代わりに行動する。（本人から委任を受けて）	・金融機関のお金の出し入れ、その他の支払い等	* 検討が必要
		・入院時の洗濯等	・契約により業者が実施
		・必要なものを自宅から持ってくる。	* 検討が必要
③ 本人の経済的な負担能力に問題がある場合	○ 本人に代わり金銭的な負担を行う。	・入院や介護サービス等の公的な費用の支払い ・入院時の洗濯等の私的な契約に伴う支払い	・日常生活自立支援事業 ・生活保護受給

◇ AからEの5つの段階における「困る場面」と「どうすると良いか・備えること」一覧

困る場面	どうすると良いか・備えること
[A 在宅・外来について]	
1 身寄りのない人の早期把握	
① 本人が体調不良時に119番通報等、SOSを出さないと把握できない。 本人がSOSを出さない場合に見つてくれる人がいるか、見つける仕組みや制度はあるか。	① 自宅への緊急通報装置（ハンダト含む。）の設置を促す。 （緊急時、自身が緊急ボタンを押さなくても、長時間、動きがない場合、安否センサーが感知） ※ 申請時に登録する緊急時連絡先となる人（親族以外の近所の方、民生委員等も可）の確保についても必要に応じて支援する。 ② 高齢者等見守り事業の利用を促す。 ③ わたしの安心ノートの緊急連絡先を記載することを勧める。 ④ 見守り体制を作る。 ・ 既に支援者（ケアマネジャー等、成年後見人等）が介入している場合は、その人を中心に体制を作る。 ・ 支援者がいない場合や支援者がいても介入が困難な場合（見守り拒否等）は、地域（知人・友人、職場の関係者、民生委員、自治会等）に見守りを依頼する。 ※ 金銭管理に不安がある場合は、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用を検討し、見守る人を増やす。
② 主治医の情報を含む本人の状況を知っている人がいない（身近にいない）、分からない。	① 緊急時に、本人支援に必要な情報を他者が確認できる様々な方法や制度を平常時から利用しておくよう勧め、適宜、確認する。 ・ 救急医療情報カードを記入し、冷蔵庫に貼る。 ・ わたしの安心ノートを記入し、その保管場所を救急医療情報カードに記入する。 ・ ひめさゆりネットへの登録のため、本人の同意を得るよう促す。
③ 医療機関受診時に本人の状況が分かり、毎回同行してくれる人がいない。	① 本人の意思確認ができれば、他者の同意は必要ない。 ② 本人の意思確認ができない場合や、判断能力に問題がある場合は、医療・福祉の支援者等が本人にとっての最善の方針を取るよう話し合い、チームとして対応する。 ※ 普段から本人の意向を確認し、わたしの安心ノート等に記載するよう伝え、必要時に本人の意思を推定する等、参考できるように準備をする。
○ 受診同行して検査や治療の同意をする人がいない。	① 本人が既往歴やアレルギーが分からない必要ない検査や治療ができない。（体内に金属を入れていくとできない検査あり。）
○ 既往歴やアレルギーが分からない必要ない検査や治療ができない。（体内に金属を入れていくとできない検査あり。）	① 本人が既往歴等を把握していない場合、医療機関の受診歴について、救急医療情報カード等で確認する。 ※ 普段から既往歴やアレルギーについて、救急医療情報カード等に記載するよう促し、適宜、確認する。
○ 受診同行してくれる人がいない。	① 本人の状態を説明するために、医療機関への同行を求められるときもあることから、事前に同行ができる人がいないか、確認しておく。 ② 本人の状況が分かる人（親族や知人、ケアマネジャー等）がいない場合や、いても同行ができない場合、在宅療養手帳、救急医療情報カード、わたしの安心ノート等に必要な情報を記載しておき、受診に同行するヘルパーから医療機関に届けてもらう方法を検討する。（ヘルパーから口頭で伝えてもらうことは難しい。） ③ 付き添いが必要であれば、ヘルパーを依頼する等を事前に検討しておく。（公的サービス以外のヘルパーも含む。）
④ その他：医療機関を受診する手段がない。 状態の悪化による急変を引き起こさないために必要となる、適切な医療機関への受診を阻むことにならない。	① 通常のタクシー利用では受診できない場合、その理由により対応する支援策を事前に検討しておく。 （付き添いが必要：ヘルパー利用等。 金銭的な不安：テマンドタクシーの利用、医療機関が送迎する場合もある。）
2 在宅での生活の継続 心身の状態の低下はあるが、必要な支援の確保により在宅生活の継続が可能な段階	
① ケアプランの同意や介護・障がい福祉サービスの契約を行う人がいない。	① 本人が意思決定できる状況であれば、本人が同意し本人が契約するよう支援する。手続に不安がある場合は、日常生活自立支援事業利用により支援できる可能性もあるため利用を検討する。 ② 判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用手続を支援する。 必要な場合、成年後見支援センター（社協）に相談する。 ※ 成年後見制度が利用できるようになるまでかなりの時間が掛かることから、判断能力に不安があり、今後、入院や入所等の契約手続が予想されるについては、早めに成年後見支援センター（社協）に相談しておく。 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうか、必要な場合、成年後見人等はどの人がふさわしいか等検討しておく。
② 療養生活を送る上での確認、対応をしてくれる人がいない。	① 主治医に相談する。 ② 必要があれば、医療や介護・障がい福祉サービス（訪問薬剤管理指導、訪問看護等）を利用できるように支援する。
○ 服薬管理をする人がいない。（正しい服薬の確認）	① 通所系事業所に本人を自宅へ送ってもらうよう調整する。 ② 通所系の介護・障がいのサービス利用にあたり、事前にケアマネジャー等が中心となり支援者の有無をはじめ、公的サービス以外のヘルパーを入れる等、一時的な状態悪化時に自宅に戻る方法や、自宅で生活できる体制づくりを検討しておく。
③ お金を下ろしたり、支払うことができない。	① 日常生活自立支援事業の利用を勧める。利用できるようになるまで時間が掛かることから、早めに検討し、利用できるようにしておく。 ② 金融機関に相談する。 ③ 判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用手続を支援する。必要な場合、成年後見支援センター（社協）に早めに相談する。
○ 本人が金融機関まで行くことができないために、これらができない。	① 判断能力が不十分な可能性が高いため、早めに成年後見制度の利用手続を支援する。 ② 場合によっては、日常生活自立支援事業を利用できる可能性があるため、利用できるかどうか社協に相談する。 ③ 判断能力が不明で判断がつかない場合は、成年後見支援センター（社協）に相談する。
○ 公共料金の支払い等、金銭管理ができない。	

困る場面	どうすると良いか・備えること
④ 入院治療は不要だが、療養に必要な世話をしてくれる人がいない。（腰椎圧迫骨折、感染症等）	① 在宅での介護・障がい福祉サービスの利用を促す。 ※ 介護度が軽度である場合や介護・障がい福祉サービスを受けるための認定を受けていない場合、公的サービス以外のサービスとなる場合がある。 ② ショートステイの利用を勧める。 ※ 利用期間の制限があるため必要な期間の利用ができない場合がある。
⑤ 体調の急変や、病状の悪化があるが、医療機関への受診が必要か、救急搬送を要請するか、判断に迷う。	① 事前にかかりつけ医に、どのような症状が出たときに、医療機関を受診するか、救急搬送を要請するか等確認し、本人やサービス事業者等の支援者で決めておく。 ② 救急時の連絡体制を本人と確認し、サービス事業者等の支援者と決めておく。
[B 救急について]	
1 救急の通報・搬送	
① 本人の急変時、疾患発症時に救急要請「119」をする人がいない。	① 自宅への緊急通報装置（ハンダト含む。）の設置を促す。 （緊急時、自身が緊急ボタンを押さなくても、長時間、動きがない場合、安否センサーが感知） ※ 申請時に登録する緊急時連絡先となる人（親族以外の近所の方、民生委員等も可）の確保についても必要に応じて支援する。 ② 高齢者等見守り事業の利用を促す。 ③ 見守り体制を作る。 ・ 既に支援者（ケアマネジャー等、成年後見人等）が介入している場合は、その人を中心に体制を作る。 ・ 支援者がいない場合や支援者がいても介入が困難な場合（見守り拒否等）は支援方法を市、包括、相談支援事業所等と検討する。 ・ 地域（知人・友人、職場の関係者、民生委員、自治会等）に見守りを依頼する。 ※ 金銭管理に不安がある場合は、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用を検討し、見守る人を増やす。
② 夜間・休日の受診、応急診療所への受診、同行する人がいない。	① 本人の状態を説明するために、医療機関への同行を求められるときもあることから、事前に同行ができる人がいないか、確認しておく。 ② 本人の状況が分かる人（親族や知人、ケアマネジャー等）がいない場合や、いても同行ができない場合、在宅療養手帳、救急医療情報カード、わたしの安心ノート等に必要な情報を記載しておき、受診に同行するヘルパーから医療機関に届けてもらう方法を検討する。（ヘルパーから口頭で伝えてもらうことは難しい。） ③ 付き添いが必要であれば、ヘルパーを依頼する等を事前に検討しておく。（公的サービス以外のヘルパーも含む。）
③ 救急車への同乗を求められる。	① 救急隊は、本人が適切な治療を受けられるよう、治療に役立つ情報を提供できる人がいれば、可能な限り同乗をお勧めをするが、無理強いすることはない。 ※ 緊急度が高ければ同乗の有無に関係なく、救急隊は医療機関に搬送する。 ② 支援者が救急車に同乗する場合、帰宅方法は自分で確保する必要がある。 ③ 救急隊は、状況等を把握している人の同乗や同行がない場合でも、ケアマネジャー等支援者から情報収集をしたり、記録簿から情報を把握したりする必要があるため、可能であれば、本人の医療情報を伝え、救急医療情報カード、わたしの安心ノート等を救急隊が分かるように備えておき、ひめさゆりネットにも随時、情報を入力し、更新しておくようにする。 ④ 休日や夜間には市役所や事業所と連絡がつかず、情報入手先が少なくなるため、各機関相互において、それぞれの休日夜間の対応、マニュアル等を把握する等、各機関の対応を知っておく。
④ 受診している医療機関や既往歴等が分からない。	① 救急医療情報カードを記載しておくことを勧め、適宜、記載してあるか、確認する。 ② マイナンバーカードを健康保険証として使うことを提案し、実際に使えるか確認する。
⑤ 本人が救命（心肺蘇生）を希望しなくても救急車の出動により、救命活動を行うことになり、本人の希望に沿わないことになる場合がある。	① 延命措置の意向を適宜のタイミングで確認しておく。いつ確認をしないか分からないときは、医師や医療相談員等に相談する。 ② 救命を希望しない場合、あらかじめ主治医とよく相談し、もしもの時に救命車と呼ばないという選択（意思表示）を救急医療情報カードの延命措置の欄に記載しておくよう促し、本人の意思が尊重されるよう、必要に応じて確認する。 ③ 延命措置に関する意向を記載した書面がない場合、本人の交友関係において、意向を聞いてくれる人がいないか確認する。あらかじめ交友関係を可能な限り、把握しておく。
⑥ その他 救急搬送後、病院に迎えに来てくれる人がいないと、救急を受け入れられない場合等がある。	① 救急受け入れについては、医療機関が適切な診療を行うことができないような状況を除き、拒否することはできないため、救急搬送後、病院に迎えに来てくれる人がいないことを理由に救急を受け入れられないということはない。 ② 救急搬送に至る経緯や既往歴等が分からないと、救急隊から連絡をもらう際においても適切な治療が行えるかどうか分からず、搬送先が決まるまでに時間が掛かることから、普段から救急医療情報カードを冷蔵庫に貼って、ひめさゆりネットへの同意をもらう等の準備しておく。
2 医療機関への搬送	
① 本人の状況が分かる人がいない。	① 治療に必要な情報を把握している場合、電話で伝え、医療機関に行く必要があるかどうかについては、状況を踏まえ、検討する。 ② 日頃、関わる支援者は救急時を想定して、救急医療情報カードに必要な情報を記載しておくよう勧め、適宜、記載されているか、確認する。（かかりつけ医、既往・現病歴、治療等状況、普段の状況、延命治療について等） ※ 必要に応じて、記載の支援をする。
○ 急を要するのに治療等対応に必要な状況把握ができない。本人の状況を知らない人に医療機関に来てほしい。	

困る場面	どうすると良いか・備えること
○ 状況説明を聞き、治療方針について相談・判断できる人がいない。	① 医療行為の同意は本人しからず、医療機関が確認することになる。(支援者による同意は無効) その際に本人の状況(病状や治療に関するだけでなく、日常生活等)を医療機関が把握できるように、わたしの安心ノートに記載するとともに、ノートの所在を救急医療情報カードに記載しておくよう、日頃関わる支援者が勧め、適宜、記載しているか確認する。 ② 医療方針を決めたり、今後の支援方針を決めたりするために、これまでの関わりや本人の状況等の説明をし、医療機関と一緒に本人の意思を推定し、最善の選択肢をチームで検討する。
2) 本人の主治医が所属する医療機関であっても、主治医が不在の場合、他の医師では判断が難しい場合がある。	① 救急時を想定し、本人の生活背景等を踏まえた治療の方向性(延命を含む)を本人と主治医が話し合っており、その内容を当該医療機関で共有できるようにしてもらうよう本人に勧める。 ※ 必要に応じて、支援者が当該医療機関内で共有されているかを医療相談員に確認する。
3 医療機関での救急処置後	
1) 処置が終わった後、自宅に帰る手段がない。	① 帰宅する手段が必要なることを本人に伝えておき、事前に支援者も考えておく。(帰宅の際、救急車が乗せてくれるわけではない) ② 介護タクシーが必要な場合もあることから、緊急時を想定し事前に支援者等が各事業所に確認しておく。 ・ 事前に確認ができなかったときには、医療機関に介護タクシー等の手配をお願いする。
2) 本人が帰宅後、介助や生活の世話をしてくれる人がいない。	① 医療機関と連絡を取り合い、退院等の目的を聞き、できるだけ早くサービスによる支援を調整し、帰宅後の準備をする。 ② 知り合いや、公的サービス以外のヘルパーを依頼する等、支援に関わる人たちの間で事前に検討しておく。(日頃から想定しておく。)

困る場面	どうすると良いか・備えること
5) 入院中の家の管理をする人がいない。	① 本人から配達中止を電話してもらう等、対応してもらう。本人が対応できない場合は、本人と支援者によるチームにおいて対応を検討する。 ・ 水道、電気、ガス……各業者に連絡し止める。 ・ 新聞、牛乳、弁当等……各業者に連絡し配達を止める。 ・ 郵便物の確認……信頼できる頼める人がいれば頼む。 ・ 回覧版を回す……近所の人に事情を伝える。 ・ ペットの世話……業者や動物愛護団体に依頼する。 ② 成年後見人等に対応してもらうよう連絡する。
3 退院時	
1) 転院先に受け入れてもらえない(転院治療ができない)	① 転院先が受け入れるために必要とする詳細を確認し、現在、入院している病院での対応策を転院先に伝えたり、本人の支援に関わる医療機関やケアマネジャー等の支援者が必要な検討を行う。(住民票上の住所をどこに置くか、万が一の時の葬儀会社の手配、成年後見制度の利用等)
2) 本人の判断能力が不十分な場合、退院後の意向が分からず、退院後に必要な手続をする人もいない。	① 判断能力が不十分な場合でも、基本的には、本人も参加した上で、医療機関と本人のことを知る支援者が集まり相談して、本人の意思を推定し、最善を検討する。 ② 手続については、成年後見制度の利用を検討する。利用に至るまで時間が掛かることから、早めに検討する。
3) 退院時の精算ができない。	① 日常生活自立支援事業の利用を検討する。利用に至るまで時間が掛かることから、早めに検討する。 ② お金がない場合、退院に至るより早い段階で、市福祉課生活支援係や、自立相談支援機関(社協)に相談を勧める。 ③ 入院前から支援者がついている場合、適宜、カンファレンスを行い、どのような支援が必要か検討し、準備をする。 ④ 判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用手続を支援する。
4) 退院後の生活に向けた準備ができない。	① 入院前から支援者がついている場合、医療機関と連絡を取り合い、退院等の目的を聞き、できるだけ早くサービスによる支援を調整し、帰宅後の準備をする。 ② 病院の医療相談員から市役所(高齢介護課、福祉課)に相談する。 ③ サービス利用を想定し、日常生活自立支援事業の利用を勧めたり、本人の判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用手続を支援する。

【C 入院について】	
1 入院時	
1) 身元が分からない。	① 持ち物の中から身元が分かるものを探す。(マイナンバーカード、介護保険被保険者証、診察券、お薬のレシート等) ※ 第三者がいると、複数名で持ち物を確認する。
2) 入院に至るまでの経過、主治医、既往歴、生活歴が分からない。分かる人がいない。	① 分かる人を探す。(親族、救急隊・通報者、ケアマネジャー等・包括等の支援者、地区の民生委員、近所の人、職場の関係者等) ・ 日頃から親族や頼れる知人等の情報を聞き出し、記録しておく。 ※ いざという時に病院に伝えられるよう救急医療情報カード、わたしの安心ノート、ひめさきネット、療養手帳等に必要なることを記載しておくことを勧め、記載してあるか確認する。(情報の更新が必要であることを促す。)
3) 入院時に必要な手続をする人がいない。 連帯保証人や身元引受人がない場合を含む。	① 連帯保証人や身元引受人がないことを理由に入院を拒否してきた場合、入院を拒否する正当な理由にはならないことを伝え、理解を求める。 ※ 本人の判断能力が不十分な場合は、成年後見制度の利用により対応できる可能性が高くなる。 ※ 市や支援者等において、国に働きかける等、社会環境を整えていく必要がある。
4) 入院計画書の同意にサインしてくれる人がいない。	① 支援者において同意する権限がないことを伝える。 ② 医療機関においても「本人以外に同意を求めざるべき」の整理を行い、適切な対応方法を検討する。 ※ 同意ではないが説明を聞いたとして、成年後見人等がサインするケースもある。
5) 代理で意思決定をしてくれる人がいない。 後に疎遠な親族等が現れて、医療機関の判断を否定された時等に問題となる可能性がある。	① 基本的には本人の意思決定による。 ② 本人の判断能力が不十分な場合、医療機関と本人のことを知る関係者が集まり、本人の意思を推定し、最善を検討する。 ※ 疎遠な親族等が現れても、経過及び内容とも合理的な判断をしたことを示せるようにしておく。
2 入院中、手術	
1) 入院時の準備品(必要な物)が用意できない。準備をする人がいない。 入院セットで贈える物、紙おむつの準備(有料) →契約ができる。 入院セットで贈らない物 →準備をする人がいない。 ※ 家の鍵を本人しからず持っているため、家に入れない。 鍵があっても勝手に家に入れない。	① 必要な身のまわりの物品を関係者で協力して準備する。 ・ 関係者が紙おむつ等の寄付を募る。(事前に準備) ※ 入院時に必要なもの(資料集参照)を日頃から準備しておく。(洗濯代のための現金も準備) ※ 入院用に準備した物品を玄関等に置いておくことにより、必要最低限の立ち入りで済ませることができる。(風除室や車庫等) ※ 家に入ってももらっても良い関係性を知り合いと作ることができるような場合であれば、事前に準備するよう、本人に声掛けを行う。
2) 着替えやタオル等の洗濯をしてくれる人がいない。	① 業者と契約し、洗濯の委託を勧める。 ※ 本人の判断能力が不十分な場合、成年後見人等がいれば契約を行う等、解決できる可能性が高い。
3) お金で用意できなくて、(1)(2)に関する契約ができない場合がある。 病院内にATMがなく、お金を下ろせない。手持ちはなく、銀行口座からの引き落としを頼める人もいない。 どこにもお金がない。 ※ お金があるかないかも分からない。	① 銀行口座から引き落としができるようになってからの支払にしてもらうよう、医療機関に調整を依頼する。 ※ 金銭管理に問題がある場合等、入院期間内に成年後見人等が付けば、解決できる可能性が高い。成年後見人等が付くまでに時間が掛かることから、早めに(できれば在宅のときに)検討し、準備しておく。
4) 本人の判断能力が不十分な場合、本人の望む治療が分からない。 病状説明・治療方針を説明する人がいない。検査や治療(手術含む)について同意する人がいない。	① 判断能力が不十分な場合でも、基本的には本人も参加した上で、医療機関と本人のことを知る支援者が集まり相談して、本人の意思を推定し、最善を検討する。

【D 入所について】	
1 入所時	
1) 入院期間が短い場合、入所に向けた準備が十分にできない。	① 入院中に施設入所の申請だけ済ませておき、長期入所の前に短期入所を利用し、介護認定結果が出た時点で長期入所に切り替えしてもらう。 ② 緊急時の連絡先等が求められるときがあるが、緊急連絡先がなくても生活保護や成年後見制度を利用することで入所が可能になる場合もあるので、施設と協議する。
2) 身元引受人、連帯保証人、緊急連絡先がないと入所できない。 ※ 申込み(待機)もさせられない場合もある。	① 施設入所において、入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供拒否の正当な理由に該当しないことを伝え、理解を求める。 ※ 市や支援者等において、社会環境を整えていく必要がある。 ② 生活保護や成年後見制度を利用することで入所が可能になる場合もあるので、施設と協議する。
3) 家の管理	① 本人から配達中止を電話してもらう等、対応してもらう。本人が対応できない場合は、本人と支援者によるチームにおいて対応を検討する。 ・ 水道、電気、ガス……各業者に連絡し止める。 ・ 新聞、牛乳、弁当等……各業者に連絡し配達を止める。 ・ 郵便物の確認……信頼できる頼める人がいれば頼む。 ・ 回覧版を回す……近所の人に事情を伝える。 ・ ペットの世話……業者や動物愛護団体に依頼する。 ② 成年後見人等に対応してもらうよう連絡する。
2 入所中	
1) 嘱託医以外の医療機関(眼科、耳鼻科等)受診が必要な際に、該当の医療機関へ連れて行く人がいない。	① 入所中の施設の職員が、受診のため本人を医療機関に連れて行く等の対応を行う。 ② 施設において対応が困難な場合、施設、市、成年後見人等などでヘルパーの利用等、対応を検討する。

【E 死亡について】	
1 入院や入所している人が亡くなった場合	
1) 遺体や遺品を引き取ってくれる人がいない。	① 入院や入所中は疎遠でも最期は面倒をみるという親族・親戚がいる場合もあるので、可能な限り確認をして、引き取り手を探し、対応してもらう。 ※ 事前に、遺体や遺品の引き取り手を探し、対応しておく。 ② 本人が死後、どのように対応してほしいかを医療機関、施設の職員や知り合いに伝えていないかを確認し、対応者を探し、依頼する。 わたしの安心ノートへの記載の有無も確認する。
2) (1)を確認しても、なお遺体や遺品の引き取り手がない。	① 早急に市役所に相談する。できれば事前に相談しておく。 65歳以上の者(生活保護受給者を除く) ⇨ 高齢介護課 64歳以下の者及び生活保護受給者 ⇨ 福祉課 ※ 市もできることではないことがある。対応についてはケースバイケースのため、まずは市に相談する。 ※ 市に相談した後に、対応できる親族が見つかった場合は、速やかにその旨を市に伝える。
3) 自宅(持ち家、アパート)をどうするか。	① 相続人が対応することになる。 ② 相続人がいない場合や連絡先が不明な場合、家庭裁判所に相続財産清算人の申立てが必要か検討する。 ③ 成年後見人等が財産の引継ぎのために対応する場合もある。

8 「身寄りがない人への支援」に関する事例の紹介

身寄りがない人への支援は、対象者の状態はもちろんのこと、知人や地域との関係性など、その人の置かれている環境によっても大きく異なります。そのため、支援者からは支援の在り方が千差万別であり、なかなかイメージしにくいとの声もあります。そこで、少しでも支援に関する理解を深めていただくため、4件の事例を紹介します。

あくまでも事例であり、同様に支援することを勧めるものではありません。

以下、詳細は省略します。

※ 本ガイドラインは支援者向きであり市民向けのものではないため、市ホームページ上では事例については「4つの事例のタイトル」のみとし詳細の掲載は省略します。

※ 「4つの事例のタイトル」は、次のとおりです。

- 事例1 ……支援を拒否する独居高齢者のケース
- 事例2 ……本人・支援者の不安について支援者間で情報共有と役割分担を行ったケース
- 事例3 ……地域の人の積極的なサポートにより早めの対応ができたケース
- 事例4 ……介入困難だったが、地域の人の継続したサポートにより支援に繋がったケース

9 三条市等の実施事業に関する用語の説明

用語	説明 (各事業の対象者)	詳細 (三条市・三条市医師会ホームページ)
緊急通報装置貸与 (市)	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> * <u>65歳以上のみの世帯等</u> * <u>重度身体障がい者のみの世帯等</u>で所得税非課税世帯 緊急時の対応だけでなく安否確認も行います。24時間体制で相談にも応じます。 	<p>[65歳以上のみの世帯等] [重度身体障がい者のみの世帯等] ※日常生活用具の1つ</p>  
高齢者等見守り事業 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <u>65歳以上の方だけの世帯や家族と同居しているが日中一人になる65歳以上の方、障がい者等が対象</u> 地域の方などが定期的に自宅を訪問して声掛け活動を行います。また、必要な方にはゴミ出しなどの簡単な生活支援を行います。 	 
救急医療情報カード (市)	<ul style="list-style-type: none"> <u>一人暮らしの高齢者等が急病等もしもの時に迅速な対応に繋げるために必要情報をあらかじめ記入しておくカード</u>です。 冷蔵庫に貼っておきます。 (対象者の限定なし。) 	 
わたしの安心ノート (市)	<ul style="list-style-type: none"> 自分の思いに沿った財産管理や介護実現等のために、自身の考えをまとめるノート。 年齢を重ねる身体機能や判断力が低下する前に思いを記入。家族の負担軽減にもつながるものです。 (対象者の限定なし。) 	 
介護予防・在宅療養手帳 (市)	<ul style="list-style-type: none"> <u>介護予防事業、介護サービス利用者等</u> 利用者本人・家族の意向や、家庭での様子、サービス提供内容、サービス提供時の様子などについて、互いに連絡し合い、情報を共有するものです。 	 
三条ひめさゆりネット (医師会)	<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用し、医療や介護の支援機関が在宅で療養する方の情報を共有するネットワークです。 いざという時の備えのため、医療情報や緊急連絡先を登録できます。 (対象者の限定なし。) 	 

※ 上記の他に新潟県が作成した「ヘルプカード」があります。障がいのある人などが持ち歩き、緊急時や災害時に周囲の人に手助けを求めたい時に提示します。(市役所福祉課障がい支援係で配布しています。)

10 県央圏域の各病院における入院時必要物品等一覧

(令和8年2月1日現在の県央圏域9病院の具体的な入院時必要物品等を記載しています。)

以下、詳細は省略します。

※ 本ガイドラインは支援者向きであり市民向けのものではないため、市ホームページ上では入院時必要物品等一覧については、掲載した病院名と主な内容のみとし詳細の掲載は省略します。

※ 掲載した病院名と主な内容は、次のとおりです。

- 掲載した病院名

済生会新潟県央基幹病院	新潟県済生会三条病院	新潟県立加茂病院
新潟県立吉田病院	三之町病院	富永草野病院
大島病院	三条東病院	かもしか病院

- 主な内容

- 1 本人・家族が用意する物、リース等について
- 2 おむつについて
- 3 洗濯について
- 4 その他

11 相談機関一覧

【高齢者の総合相談窓口⇒三条市地域包括支援センター】

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/fukushihokembu/houkatsu/center/3402.html>

名称	担当圏域	所在地	電話番号	ファクス	相談時間
地域包括支援センター嵐北	第二中学校区 第三中学校区	〒955-0081 東裏館三丁目6番58号 (特別養護老人ホームうらだての里内)	0256-36-0620	0256-33-4800	月曜～土曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時30分
地域包括支援センター嵐南	第一中学校区 本成寺中学校区	〒955-0833 大野畑6番86-7号 (特別養護老人ホーム長和園内)	0256-36-5001	0256-36-5002	月曜～土曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時30分
地域包括支援センター東	第四中学校区 大崎学園区 大島中学校区	〒955-0055 塚野目2380番地2 (特別養護老人ホームつかのめの里内)	0256-38-4455	0256-38-4465	月曜～土曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時30分
地域包括支援センター栄	栄中学校区	〒959-1155 福島新田丁1481番地1 (特別養護老人ホームさかえの里内)	0256-45-7600	0256-45-7610	月曜～土曜 (祝日及び12月31日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時30分
地域包括支援センター下田	下田中学校区	〒955-0151 荻堀830番地1 (市役所下田庁舎内)	0256-46-3193	0256-46-3194	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時30分
三条市役所福祉保健部 高齢介護課		〒955-8686 旭町2-3-1	0256-34-5472 (直通)	0256-32-0028	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時15分

【障がい者相談⇒相談支援事業所】

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/fukushihokembu/fukushika/syougai/595.html>

名称	担当圏域	所在地	電話番号	ファクス	相談時間
相談支援センターハート	第一中学校区 本成寺中学校区	〒955-0845 西本成寺1丁目28番8号 (長久の家内)	0256-35-0815	0256-35-6733	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時30分
相談支援事業つなぐ	第二中学校区 第三中学校区	〒955-0024 柳沢393番地 (グッディいきいきサポートセンター内)	0256-46-0915	0256-46-0781	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前9時～ 午後5時
相談支援センター青空	第四中学校区 大崎学園区 大島中学校区	〒955-0024 柳沢393番地 (グッディいきいきサポートセンター内)	0256-47-1267	0256-47-1256	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前9時～ 午後5時

名称	担当圏域	所在地	電話番号	ファクス	相談時間
相談支援センターさんじょう社協	下田中学校区	〒955-0823 東本成寺2番1号 (総合福祉センター内)	0256-33-9510	0256-32-8392	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時15分
相談支援センター心和園	栄中学校区	〒959-1155 福島新田丁1481番地1 (心和園内)	0256-46-8222	0256-45-0501	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時30分
三条市役所福祉保健部 福祉課		〒955-8686 旭町2-3-1	0256-34-5408 (直通)	0256-35-2150	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時15分

【心と体に関する健康相談】

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/fukushihokembu/kenkozukurika/hokenshido/2843.html>

名称	所在地	電話番号	ファクス	相談時間
三条市役所福祉保健部 健康づくり課	〒955-8686 旭町2-3-1	0256-34-5445 (直通)	0256-34-5572	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時15分

【各種相談→三条市社会福祉協議会】

<https://sanjo-syakyo.jp/pages/28/>

名称	所在地	電話番号	ファクス	相談時間
三条市社会福祉協議会	〒955-0823 東本成寺2番1号 (総合福祉センター内)	0256-33-8511	0256-33-3004	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前9時～午後5時
三条市成年後見支援センター	〒955-0823 東本成寺2番1号 (総合福祉センター内)	0256-47-4787	なし	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前9時～午後5時

※ 各種相談：心配ごと相談、各種資金貸付、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、成年後見事業、高齢者日常生活用具給付事業 等

【死亡後の対応に関する相談→三条市役所福祉保健部】

死亡者	問合せ先	所在地	電話番号	ファクス	相談時間
65歳以上の者（生活保護受給者を除く。）	高齢介護課	〒955-8686 旭町2-3-1	0256-34-5472 (直通)	0256-32-0028	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時15分
64歳以下の者及び生活保護受給者	福祉課	〒955-8686 旭町2-3-1	0256-34-5433 (直通)	0256-35-2150	月曜～金曜 (祝日及び12月29日～1月3日を除く。) 午前8時30分～ 午後5時15分

※ 上記相談時間以外で緊急の場合は0256-34-5511（代表番号）に連絡する。

12 資料関係等

本ガイドラインにおける用語の考え方・説明

用語	考え方・説明	参考とした文書等
身寄りがない人	①家族や親族がいない人 ②家族や親族へ連絡がつかない状況にある人 ③家族や親族の支援が得られない人	○「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」 平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 （地域医療基盤開発推進研究事業）
身元保証人・身元引受人等	医療機関等が「身元保証人・身元引受人等」に求める機能や役割としては、主に次のような事項であると考えられる。 ① 緊急の連絡先に関すること ② 入院計画に関すること ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること ④ 入院費等に関すること ⑤ 退院支援に関すること ⑥ （死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること ※ 「身元保証人」は、法律用語ではあるが、使用者と被用者の関係（身元保証ニ関ス法律1933年）が前提になっている。「身元引受人」は法律用語ではない。いずれにしても、具体的な内容については、医療機関等の契約書等を確認する必要がある。	○三条市身寄りがない人への支援に関するガイドライン策定検討会における中澤泰二郎弁護士講話資料
連帯保証人	・民法。契約書等に極度額の記載が必要 ・お金の支払いに関する責任を負わされる人。本人と同じ責任	

関係法令

* 医療機関について *

【 医師法（昭和23年法律第201号） 】

「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」（第19条第1項）

【 身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて 】

「医師法の『正当な事由』とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する。」

（医政医発0427第2号 平成30年4月27日 厚生労働省医政局医事課長通知）

* 介護保険施設について *

【 介護施設に関する基準 】

「指定介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「指定介護療養型医療施設」及び「介護医療院」のそれぞれについて、「正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。」とする厚生労働省令あり

（人員、設備及び運営に関する基準）

【 市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について 】

2. 介護保険施設等における身元保証人等に求める役割

介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないとされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

（老高発0830第1号／老振発0830第2号

平成30年8月30日 厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課通知）

* 遺体の埋葬等について *

【 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号） 】

死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。（第9条）

前項の規定により埋葬又は火葬を行ったときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定を準用する。（第9条第2項）

参考文献・引用文献

タイトル	出典
身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン	平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 (地域医療基盤開発推進研究事業) 「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班 研究代表者 山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座 山縣 然太郎 (2019年 5月)
高齢者の身元保証に関する調査(行政相談契機) —入院、入所の支援事例を中心として— [調査結果の公表]	総務省 関東管区行政評価局 (令和 4 年 3 月 29 日)
人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	厚生労働省 (改訂 平成30年 3 月)
身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、厚生労働省社会・援護局保護課、法務省民事局商事課、法務省民事局参事官室

令和6年度 三条市身寄りがない人への支援に関するガイドライン策定検討会 開催状況

【策定検討会】

回	開催日	会場
第1回	令和6年7月22日（月）	三条市役所第二庁舎301会議室
第2回	令和7年2月13日（木）	三条市役所第二庁舎101会議室
第3回	令和7年3月27日（木）	三条市役所第二庁舎101会議室

【ワーキング・グループ会議】

回	開催日	会場
第1回	令和6年8月28日（水）	三条市役所第二庁舎202会議室
第2回	令和6年10月10日（木）	三条市役所第二庁舎202会議室
第3回	令和6年11月12日（火）	三条市役所第二庁舎202会議室
第4回	令和6年12月9日（月）	三条市役所本庁舎大会議室南
第5回	令和7年3月4日（火）	中央公民館大集会室

令和7年度 三条市身寄りがない人への支援に関するガイドライン検討会 開催状況

【検討会】

回	開催日	会場
第1回	令和7年10月16日（木）	三条市役所第二庁舎101会議室
第2回	令和8年3月17日（火）	三条市役所第二庁舎301会議室

【ワーキング・グループ会議】

回	開催日	会場
第1回	令和7年11月12日（水）	厚生福社会館第3集会室
第2回	令和8年1月22日（木）	厚生福社会館第2集会室
第3回	令和8年2月20日（金）	厚生福社会館第2集会室

三条市身寄りがない人への支援に関するガイドライン策定検討会・検討会 委員名簿

委員	ワーキング・グループ	所 属	役職・職種	氏 名	令和6年度	令和7年度
座長		三条市医師会	副会長	坪 井 康 紀	○	○
職務代理	WG委員	三条市社会福祉協議会	介護センター長	鍋 嶋 弘 樹	○	○
委員	ファシリテーター	新潟県弁護士会	弁護士	中 澤 泰二郎	○	○
委員		新潟県社会福祉士会	理事	高 橋 是 司	○	○
委員	WG委員	済生会新潟県中央基幹病院	医療ソーシャルワーカー	岩 淵 英 理	○	○
委員	WG委員	新潟県済生会三条病院	医療ソーシャルワーカー	瀧 澤 恵 美	○	○
委員	WG委員	三之町病院	医療ソーシャルワーカー	湯 浅 恵	○	○
委員		富永草野病院	看護部長	山 田 勝 子	○	○
委員	WG委員	介護老人保健施設いづく	通所リハビリ支援相談員	坂 内 雄 太	○	○
委員	WG委員	特別養護老人ホームつかのめの里	次長	相 田 香 苗	○	○
委員		特別養護老人ホーム長和園	短期入所生活介護生活相談員	阿 部 愛	○	○
委員	WG委員	三条市介護支援専門員連絡会	会長	石 附 克 也	○	○
委員		相談支援センター青空	管理者	坂 上 則 子	○	○
委員	WG委員	地域包括支援センター栄	センター長	小 柳 朋 子	○	○
委員		新潟県三条地域振興局	健康福祉環境部部長	井 内 康 夫	○	—

三条市身寄りがない人への支援に関するガイドライン策定検討会・検討会 事務局名簿

所 属	氏 名	令和6年度	令和7年度	
三条市福祉保健部地域包括ケア推進課	課長	小 島 孝 也	○	○
三条市福祉保健部地域包括ケア推進課	課長補佐	松 平 清 美	○	○
三条市福祉保健部地域包括ケア推進課	主査	渡 邊 晃 代	○	○
三条市福祉保健部地域包括ケア推進課	係長	竹 田 絵 里	○	○
三条市福祉保健部地域包括ケア推進課	主任	鬼 木 舞	—	○
三条市福祉保健部地域包括ケア推進課	主任	古 俣 歩 美	○	○
三条市福祉保健部地域包括ケア推進課	主任	田 口 理 紗	○	—
三条市福祉保健部地域包括ケア推進課	主任	栗 林 明 子	○	○
三条市福祉保健部高齢介護課	課長補佐	永 井 純 子	—	○
三条市福祉保健部高齢介護課	主任	金 山 純 子	○	—
三条市福祉保健部福祉課	課長補佐	坂 井 桂 子	○	○
三条市福祉保健部福祉課	主任	草 野 いずみ	○	○
三条市福祉保健部健康づくり課	主任	村 上 祥 子	○	○
三条市福祉保健部健康づくり課	主任	鈴 木 智 子	○	○
三条市消防本部警防課	主査	三ツ井 太 郎	○	○
三条市地域包括ケア総合推進センター（三条市医師会）	コーディネーター	鈴 木 久 美 子	○	○
三条市地域包括ケア総合推進センター（三条市医師会）	コーディネーター	角 田 美 恵 子	○	—
三条市地域包括ケア総合推進センター（三条市医師会）	コーディネーター	相 場 麻 衣 子	—	○

三条市身寄りがない人への支援に 関するガイドライン

令和8年3月

発行者 三条市

住 所 〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

T E L (0256) 47-1375

F A X (0256) 47-1376

ホームページ <https://www.city.sanjo.niigata.jp>

E-mail hokatsu@city.sanjo.niigata.jp

編 集 三条市福祉保健部地域包括ケア推進課

(担当：地域包括ケア総合推進センター)